

いじめ根絶に向けた対策について

輪之内町教育委員会

重点

いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

(教育委員会における対策)

1. 地域におけるいじめの実態やいじめ根絶の対策について交流・協議する場の位置付け。

⇨ 「輪之内町青少年育成団体等連絡会」

- 第3回（1月12日開催）の全体会で趣旨説明
- 構成員（各種組織団体長）から各組織の構成員にいじめの問題に取り組む重要性について周知し、いじめやいじめの疑いのある事実については速やかに学校や教育委員会まで情報提供するシステムを構築するよう依頼する。
- 「輪之内町青少年育成団体等連絡会」の中に**校区別連絡会（いじめ対策部会）**を設置し、いじめの情報提供があった場合、具体的な対策を協議する。

2. 子ども会やスポーツ少年団等、子どもたちが地域の中で活動する組織の指導者に対して指導者会議等の場で、いじめの問題における啓発を行う。（いじめ問題啓発資料使用）
3. 教育委員会事務局にいじめ相談担当チームを組織し、いじめ等の問題に対する教育相談窓口とするとともに必要に応じて学校や各種団体への支援を行う。
いじめの問題について町の広報誌及び教育委員会ホームページで周知する。
4. いじめ等の情報収集を積極的に図る。
子どもや保護者・地域住民等からの情報提供（文書）を入れる「いじめ相談箱」を町図書館及び各校に設置する。

(各学校における対策)

5. 各校に於いては、いじめ問題に関する保護者宛文書（町教委作成）を個人懇談及びPTA総会時等に配布し、啓発を行う。
6. PTA役員会や学校評議員会等の場がいじめの問題に関連した内容を協議し、地域ぐるみでいじめ根絶に取り組む姿勢を明確にする。